

議案第 101 号

松阪市老人福祉センター松寿園条例の廃止について

松阪市老人福祉センター松寿園条例（平成 17 年松阪市条例第 122 号）を次のように廃止する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市老人福祉センター松寿園条例を廃止する条例

松阪市老人福祉センター松寿園条例（平成 17 年松阪市条例第 122 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 12 月 27 日から施行する。

（松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 57 号を削り、第 58 号を第 57 号とし、第 59 号から第 133 号までを 1 号ずつ繰り上げる。